

## 社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次に掲げる者をいう。  
会長、副会長、理事、監事、評議員

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 会長、副会長については、報酬を支給する。
- (2) 理事、監事、評議員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、別表2のとおり旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

### (報酬等の算定方法)

第4条 会長、副会長に対する報酬等の額は、別表3のとおりとする。

- 2 会長、副会長が定期の法人業務以外で法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、別表2のとおり旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

### (報酬等の支給方法)

第5条 会長、副会長に対する報酬の支給時期及び支給方法は、次の各号により定める時期とする。

- (1) 会長の報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げて支給することができる。
- (2) 副会長の報酬については、3月に支給する。
- (3) 任期の満了、辞職又は死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、その際支給する。
- (4) 1月に満たない期間の報酬は、日割り計算によって支給する。
- (5) 正当な理由がなく職務に従事しなかったときは、報酬を支給しない。

(6) 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の

金融機関口座に振り込むことができる。

(7) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 役員等の費用弁償額

日額 2,500円

別表2 役員等の旅費

会長 篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和43年条例第7号）の副町長に準じて支給する。

副会長

理事 篠栗町職員旅費支給条例の3級以上の職にある者に準じて支給する。

監事

評議員

別表3 会長、副会長の報酬

|      |    |          |
|------|----|----------|
| ・会長  | 月額 | 90,000円  |
| ・副会長 | 年額 | 100,000円 |